

定 款

東海カーボン株式会社

定款

1918年4月8日制定

(この間54回変更)

2024年3月28日変更

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、東海カーボン株式会社と称し、英文では、TOKAI CARBON CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電極、その他炭素製品の製造及び販売
2. カーボンブラックの製造及び販売
3. セラミックス製品の製造及び販売
4. 摩擦材料の製造及び販売
5. 化学工業製品の製造及び販売
6. 工業炉、同付属機器の製造及び販売
7. 電気、蒸気その他のエネルギーの製造及び販売
8. 不動産の売買、交換、賃貸借及びこれらの管理、運用
9. 前各号に関連する建設工事の設計、施工及び請負
10. 前各号に関連する技術及びノウハウの販売
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5億9,876万4千株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	5億9,876万4千株
第1回社債型種類株式	1,000万株
第2回社債型種類株式	1,000万株
第3回社債型種類株式	1,000万株
第4回社債型種類株式	1,000万株
第5回社債型種類株式	1,000万株

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は普通株式及び第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式(以下、「社債型種類株式」と総称し、第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)のそれぞれにつき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
2. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に規定する請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式の数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

第11条 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主(以下、「社債型種

類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第14条 当社は、第46条に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者(以下、社債型種類株主とあわせて「社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭(以下、「社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格(以下に定義する。)相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率(10パーセントを上限とする。以下、「本配当年率」という。)を乗じて算出した額(但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社

債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。)

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額(当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額)をいう。

②ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。)は、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。)。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

③社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(社債型種類株式優先期中配当金)

第15条 当会社は、第47条に基づき6月30日を基準日(以下、「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭(以下、「社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

(残余財産の分配)

第16条 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額

②社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第17条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(金銭を対価とする取得条項)

第18条 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

(株式の併合又は分割等)

第19条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は

分割を行わない。

②当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

③当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

④当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。

⑤前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

(優先順位)

第20条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

第4章 株主総会

(招集)

第21条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定期株主総会の基準日)

第22条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第23条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第24条 株主又はその法定代理人は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第26条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

②会社法第309条第2項によるべき特別決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(種類株主総会)

第27条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③第23条、第24条及び第25条の規定は、種類株主総会について準用する。

④第22条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。

⑤当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

⑥当社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

1 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)

2 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

第5章 取締役及び取締役会

(定員)

第28条 当社に取締役13名以内を置く。

(選任)

第29条 取締役は、株主総会において選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第30条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第31条 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会)

第32条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。

②取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名並びに 取締役副社長執行役員、取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員各若干名を定めることができる。

③取締役副社長執行役員、取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員は、代表取締役を補佐して業務を執行する。

(取締役会の招集通知)

第33条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第34条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役(取締役であったものを含む)の同法第423条第1項の賠償責任を免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第36条 取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規程による。

(相談役及び顧問)

第37条 取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

第6章 監査役及び監査役会

(定員)

第38条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第39条 監査役は株主総会において選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第41条 監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

②監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、監査役(監査役であったものを含む)の同法第423条第1項の賠償責任を免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第43条 監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人)

第44条 会計監査人は株主総会で選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

③会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

④会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は毎年12月31日とする。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第48条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

②定款に別段の定めがある場合を除き、未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。